

北谷町第7期障害福祉計画及び北谷町第3期障がい児福祉計画(案)に対する意見募集の結果について

北谷町第7期障害福祉計画及び北谷町第3期障がい児福祉計画(案)に対して、皆さまからお寄せいただきましたご意見及びそれに対する本町の考え方について、取りまとめましたので公表します。

1 意見募集の期間

令和6年9月19日(木曜日)～令和6年10月18日(金曜日)

2 意見等を提出できる方

- (1)本町に住所を有する方
- (2)本町に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- (3)本町に通勤又は通学する方
- (4)本町に対して納税義務を有する方

3 閲覧場所

- (1)北谷町公式ホームページ
- (2)北谷町役場1階 福祉課窓口
- (3)北谷町地域活動支援センターたんぼぼ
- (4)北谷町保健相談センター
- (5)ちゃたんニライセンター
- (6)北谷町社会福祉協議会

4 周知方法

- (1)北谷町公式ホームページへの掲載
- (2)北谷町公式LINEでの情報発信
- (3)閲覧場所へのポスター設置

5 提出方法

- (1)北谷町役場1階 福祉課へ直接持参
- (2)郵便(〒904-0192 北谷町桑江一丁目1番1号)
- (3)ファクシミリ(FAX番号098-982-7715)
- (4)電子メール(fukushika@chatan.jp)
- (5)電子申請(<https://logoform.jp/form/SkdW/728491>)

6 提出件数

提出者1名(電子申請1名)、提出意見1件

7 ご意見と町の考え方・対応方針

整理 番号	該当 箇所	意見内容	担当課	ご意見に対する町の考え方	対応方針
1	P26	P26 の補装具の費用については、最低でも2年に1回は補助を出して欲しい。子どもたちは成長するので。でも北谷町は福祉面などはとても充実しつつあると感じています。他の市町村より引越してきた方も聞いたことあるため。	福祉課	国の指針やガイドラインに基づき、身体障がい児に対する義肢及び装具の支給については、成長速度や使用環境等の心身の発育課程の特殊性を考慮し、耐用年数に代えて使用年数を定めて対応しています。児童の成長等やむを得ない理由と認められる場合は給付申請ができますので、お悩みの方がいらっしゃいましたら福祉課へご相談ください。	原文のとおり